

# 山口県報

令和4年  
7月12日  
(火曜日)

## 目 次

### ○告示

保安林予定森林（周南市）（森林整備課）

### 山口県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和四年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字湯野字砂郷一〇三五〇、一〇三五七、一一九四一、一一九四七、字桜郷一〇三三九の一、一一九三八の一、字四反田一〇三六一の一、字埴ノ前一一九一三、字堀田ヶ迫一一九二九、一一九二九の一、字樽原一一九四三の一、字口初一一九五四の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

令和四年七月十二日  
印刷

発行人  
所

山口県  
知事  
庁